

令和7年2月18日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 望月 正敏

清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する提言

標記につきまして、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項の規定に基づき、令和5年度の清瀬市まちづくり基本条例の運用状況を調査いたしましたので、その結果とそれに対する清瀬市まちづくり委員会の評価を付して下記のとおり提言いたします。

記

【今回の調査結果に対するまちづくり委員会の評価（意見）】

清瀬市第4次長期総合計画に掲げた5つの将来像の実現へ向けて、市民・地域と行政がパートナーシップを確立していくことが重要であると考えます。今後のまちづくりに市民が担う役割は大きく、附属機関の役割にも欠かせないものとなっております。

しかし、令和4年度に引き続き、まちづくり委員会が行った運用状況調査で附属機関における市民との協働はまだ課題があることが明らかになりました。その課題として、「清瀬市まちづくり基本条例」第10条に関連した、会議の開催の周知・議事録の公表の原則義務化、各附属機関での専門性の定義の明確化等が挙げられると考えます。一例として、令和4年度の調査でも「最も危惧される」と指摘していた「市民が市政に参画する機会が限られている」点について、公募委員が加わっていない附属機関がいまだ57.6%あり、令和4年度の約63%に比較して、やや改善されたとはいえ過半数を超える附属機関に公募委員がいない状況です。

「清瀬市まちづくり基本条例」第1条に規定されているとおり地方自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりは重要であり、市民が持てる力を存分に発揮し、本提言を参考に、「清瀬市まちづくり基本条例」について、今一度、市全体で内容の再確認を行い、附属機関においては適切に運営していただき、更なる市民と行政の協働が推進されることを期待いたします。

【令和5年度まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告に関する評価】

清瀬市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）が適切に運用されているか審議を行うため「まちづくり基本条例に関する運用状況調査」を実施しました。

この調査結果に対する評価は以下のとおりです。各項目に対する個別の評価については別紙資料「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をご参照ください。

1 附属機関の構成等（条例第10条関係）

評価できる点

公募委員における女性委員の割合は52%となっており、まちづくり基本条例の基準である「公募委員は男女同数が原則」を満たしているといえる。

また、今、求められている男女共同参画の観点から、指名委員の中での女性委員の割合が35.6%と令和4年度より3.4%増加している点、さらに女性委員長の比率が28.1%と令和4年度より8.1%増加している点も評価できる。

改善を要する点

- (1) 条例第10条の規定では公募委員を加えることは努力目標とされているものの、公募委員の参加がないものが57.6%と過半数を超えている。指名委員に加え、一般市民からの公募委員を参加させる意義について再確認し、附属機関の性質を考慮しながら公募委員が参加する附属機関を増やすことが望まれる。
- (2) 附属機関における公募委員の定数は、指名委員と比較すると少ないものが多く見受けられる。さらに、公募委員を有す附属機関の公募委員数の割合は40%と昨年度の44%より減少している。可能な限り公募委員数を増やす努力を求めたい。
- (3) 附属機関の委員長が男性である割合は、令和4年度より減少したが、いまだ70%以上となっている。基準はないものの、男女共同参画の観点から女性委員長のさらなる増加が望ましいと考える。
- (4) 条例第10条第3項において公開が原則であるにもかかわらず、公開の附属機関等は63.6%で、非公開の附属機関の数が36.4%存在する。公開の附属機関等は令和4年度の57.1%より増加したとはいえ、附属機関数自体が2機関減少した影響が考えられ、新たに公開した附属機関はわずか1機関である。非公開については、その理由が挙げられているが、可能な限り公開するよう、なんらかの改善策を考えるべきである。

- (5) 公開されているにもかかわらず事前の開催周知がなされていない附属機関が5つあった。市報及びホームページ等での周知をすることが求められる。
- (6) 会議録を公表していない附属機関が3つあった。非公表にしている理由の1つに条例で規定していないとあるが、条例第10条第3項で公開を原則としているため、会議録の公表について規則等の規定がないものについては規則等の見直し、明確な理由がなく公表されていないものについては是正が求められる。非公開情報を削除した上で、会議録を公表している附属機関もあるため改善を図っていただきたい。

2 基本構想等への参画（条例第8条関係）

条例第8条において「市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する」とあるのに対し、市報やホームページでの公表だけで、市民への周知に関しては十分なものではない。多用な参画への工夫はされていないと考えられ、市民参画へ推進するための対応は不十分である。市民の多様な参画に向けて、周知方法をはじめ改善を図っていただきたい。

3 市の責務（条例第4条関係）

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和5年度実施済み及び令和6年度実施予定）は新規1事業を含め15事業であった。市民活動団体などに対する市の支援21件を加えると、計36件である。

令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策512：協働によるまちづくりの推進」においては「協働で提供されている行政サービス」の目標が45件とされており、目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

4 市民活動の支援（条例第11条関係）

市民活動団体などに対する市の支援事業は21件であった。

令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策121：市民活動の支援」において「住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合」は60%と推計されている。現在の支援状況で全てのニーズに対応するためには、目標達成のための更なる努力が必要と思われる。

市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、継続的な支援を求める。

以上